

2020/5/18

西山キミエ 成年後見人 司法書士 安部 高樹 様  
弁護士 岩永 隆之 様  
辻 俊雄・恭子 様  
辻 竜也 様  
西山 円・敬子 様

愛媛県松山市道後湯之町 西山 紀男

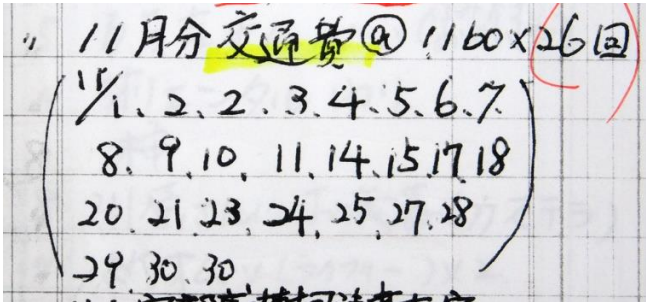
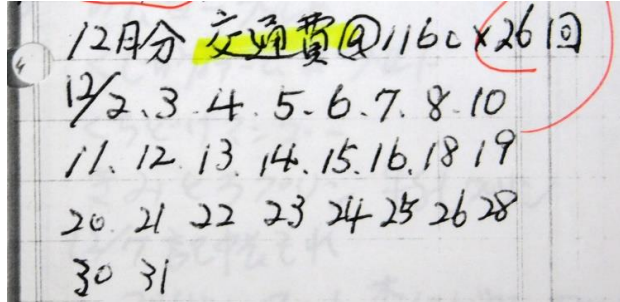
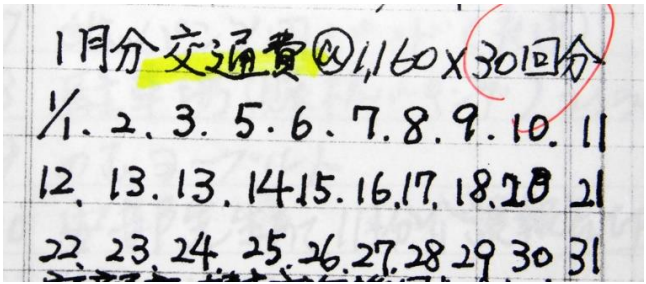
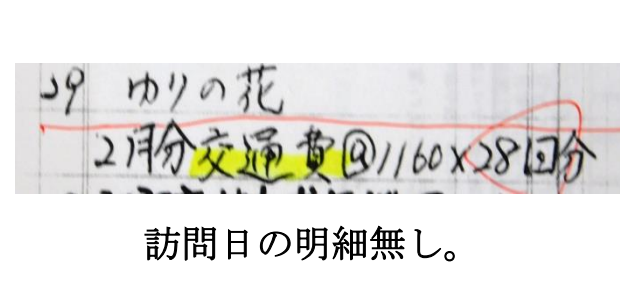
件名：後見等事務報告書（令和2年3月26日）に関する質問

母 キミエの後見に付きましては日頃お世話になっています。  
後見開始いただいて以来、初めての報告書を拝見いたしました。  
幾つかお尋ねいたしたいことがありますのでご確認、ご連絡をお願いいたします。

【質問1.】「本人の財産状況について」3. 定期的な収入や支出の変化

■ 定期支出「親族面会交通費」（1年10月～当初予定より面会回数が増えたため）  
に関する事実関係の確認。

辻恭子作成の「出納帳」には次のように記載されています。

かいごの花みずきの「介護日誌」などと照し合せ、訪問の真偽をご確認くださいませようお  
願いいたします。

【質問2.】財産目録 （4）保険契約

令和1年6月27日作成の財産目録：

4 保険契約（本人が契約者又は受取人のもの）		【裏付資料の例】 保険証書			
保険会社の名称	保険の種類	証書番号	保険金額（受取額）（円）	契約者	受取人
株式会社かんぽ生命保険	生命保険	76 25 4144108	1,000,000	西山キミエ	西山紀男
同上	同上	76 25 7440131	850,000	同上	恭子

令和2年3月2日作成の財産目録：

(4) 保険契約（本人が契約者又は受取人のもの）		【裏付資料の例】 保険証書			
保険会社の名称	保険の種類	証書番号	保険金額（受取額）（円）	契約者	受取人

上記のとおり、今回の報告書では、空欄になっています。

これらの保険契約は現時点、有効でしょうか？

有効であれば、当欄に記載すべきと思います。

また、契約書はどのように保管されているのでしょうか、ご連絡お願いいたします。

【質問3.】 財産目録 (5) その他の資産（貸金契約、出資金など）

令和1年6月27日の財産目録：

5 その他の資産（貸金債権、出資金など）		【裏付資料の例】 契約書、証明書等	
種 類	債務者等	数量（債権額、額面等）	

令和2年3月2日の財産目録：

5 その他の資産（貸金債権、出資金など）		【裏付資料の例】 契約書、証明書等	
種 類	債務者等	数量（債権額、額面等）	

上記のとおり空欄になっています。

昨年3月、母 キミエの次男、西山 紘二、の葬儀の際、平安社・長崎斎場の葬儀担当者、筑紫公介氏、から「キミエ様は、平安社の互助会に入会されており、3口加入されています。紘二様の葬儀にその中から1口を使わせて頂きます。」との説明を受けました。

（参考： 会員番号：KCN-15659、加入者名：西山キミエ、最終月：H18/06）

当平安社の互助会への入会契約は、当欄に記載すべきと思います。  
 契約内容の詳細については、平安社および辻恭子にご確認ください。

#### 【質問 4.】流動資産の残高予測

通帳の記録と「その他生活費」を記録した「出納帳」のデータを基に今後の流動性資産・残高を予測した。



上図から、年間収入（386 万円）を遥かに超える年間支出（420 万円）となっている。  
 毎年、36 万円（1 月当り 3 万円）の不足が累積するため、2 年後の残高は 330 万円、3 年後の残高は 290 万円、との予測となった。

この残高では、法名代、葬儀費用、その後の供養費用、相続費用は、とても賅えない。  
 因みに、法名は、キミエの夫、留太郎、に見合う院号を寺に依頼すると 150 万円～200 万円を要する。

父 留太郎逝去の時に私が相続処理した遺産は、不動産の 6 件で、預金および現金も全く手を付けず全てを母 キミエの手元に残した。  
 生前の留太郎は、「和子と紘二のため別口で 3,000 万円を預金している。」と明言した。  
 また、母 キミエも「和子と紘二のために別に預金している。」と教えてくれた。

不動産の6件は、障がい者の和子と紘二に2件、残りの4件（長崎市泉町の家屋と宅地、馬場傘店への貸家と宅地、菅原金物店への貸家と宅地、喜々津の宅地）は母 キミエの所有とした。

紀男は、母 キミエが終生経済的に困窮しないように、と相続を放棄し、以上のように相続処理した。

### 【質問5.】西山キミエの資産から費消した辻俊雄名義の費用は返済すべし。

辻俊雄&恭子は、母 キミエを介護施設に收容して以来、辻 俊雄名義の費用を西山 キミエの資産から費消したと判明している支出は、下記のとおりです。

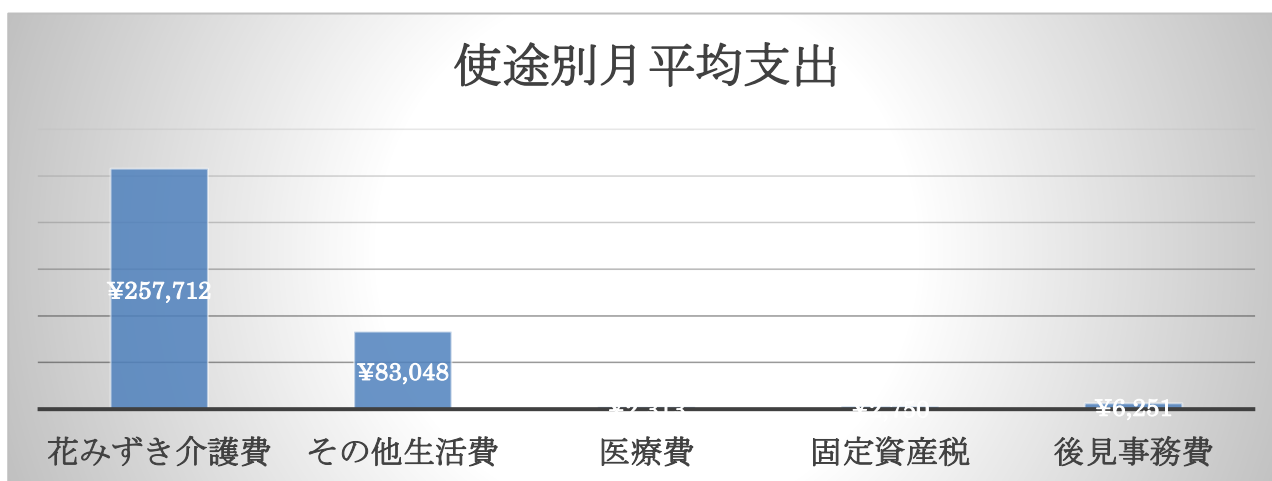
- ① 辻俊雄名義の建物の修理代 100万円（平成25年1月22日支出）
- ② 辻俊雄名義の自動車の購入代 100万円（平成24年11月28日支出）
- ③ 辻俊雄宛の電気水道NHK受信料 439万円（平成17年10月～平成31年3月）
- ④ 辻俊雄名義家屋の下水道管取替工事 10万円（平成31年4月18日支出）

上記項目の合計 649万円

当金額は直ちに返済すべきです。

西山キミエの遺産相続は、当金額が返済された後、3人の相続人（紀男、和子、恭子）で法律に従った相続をしましょう。

### 【質問6.】直近4ヶ月の支出の無駄を削減する。



支出の内訳は、上図から「花みずきの介護費」73%と「その他生活費」23.5%の2項目で支出の96.5%を占めている。

更に、その他生活費の内訳は、



「交通費」38.5%と「嗜好品」30%の2項目で68.5%を占めている。  
最も多い費目の「交通費」は1回当たりの訪問費1,160円から、訪問回数は月間27日～28日となる。  
介護は「かいごの花みずき」が完結している状態にも拘らず、ほぼ毎日の訪問の目的は？

嗜好品の内訳は、金額の高い「長瀬ドリンク」は月1～2回届けている、  
残りは、「ヨーグルトやプリン」を十数回届けている。  
昨年7月の成年後見人制度の適用以来、洗濯物の管理を施設に移管したように、  
 長瀬ドリンクは施設にストックしておき、必要時に渡してもらう。  
 ヨーグルトやプリンは施設で定期購入し、おやつやデザート時に渡してもらう。  
 管理栄養士の管理の下で、食事の内容もしっかりしている。  
これら嗜好品の扱いは施設に移管する対策をとれば、毎日のように面会に行く必要は無い。  
従来どおり週2回の面会に削減可能であろう。

かいごの花みずきは、「現時点の母 キミエの健康状態は、食欲もあり、普通食を8割から10割を完食している。また、排泄も自分でベッド横の便器に座って処理できている。  
介護については、当方で99.9%完結している。  
家族には、心のつながり、精神的な支えを担ってもらっている。」と言っている。

令和元年12月2日の辻 俊雄君からのファクシミリに「介護の苦勞」とあるが、体調の悪い時に頑張って毎日行く必要は無いのではないかと。

以上、  
宜しくお願い致します。

道後湯之町 西山 紀男